

【申込みにあたっての確認事項】

- 店舗・アパート用地 -

(対象)

- ・販売する土地は、店舗・アパートの建築のために利用するものです。
- ・販売する土地の決定については、プロポーザルを開催し、総合的に判断します。
- ・建築する建物は、住宅地の利便性の向上に資する店舗または街区景観と調和したアパートとして利用することとします。
- ・プロポーザルでは、提案された事業について事業遂行の見込みがあることを確認します。必要書類の提出を依頼する可能性があります。
- ・投機的な土地取引（土地自体に何ら付加価値を生じさせることもなく、単に現況のまま転売して利益を得るために行う土地取引をいう。）の対象とすることは認めていません。
- ・1-8から3-8までの区画は、【自己用住宅用地】として販売するため、店舗・アパート用地としては販売しません。

(プロポーザル)

- ・参加申込期間は、申込み状況に応じて延長することがあります。
- ・プロポーザル開催日は現時点で未定です。申込み状況に応じて開催します。
- ・「住宅地の利便性の向上」、「街区景観との調和」、「事業遂行の見込み」等、総合的に判断します。
- ・プロポーザル開催にあたっては、事業提案書等の必要書類を提出いただきます。詳細は追って連絡します。

(その他)

- ・販売価格及び敷地面積は、土地の確定測量後に測量誤差により変動する可能性があります。ご了承ください。
- ・1区画あたりの手付金は25万円（一律）で、土地購入者の決定後にお支払いいただく予定です。
- ・手付金以外のお支払いは、土地の引渡し時を予定しています。
- ・お支払いは、口座振込にて行います。
- ・桜川市土地開発公社またはさくら土地開発合同会社（業務代行者）からご連絡をする場合がありますので、日中連絡のとれる電話番号を記載してください。